奈良県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十年分の収支報告書について、おざき充典を育てる会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十一年九月奈良県選挙管理委員会告示第七十一号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年三月三十日

奈良県選挙管理委員会

委員長　白　井　皓　喜

表おざき充典を育てる会の項収入総額欄中「

1,299,155	1,042	1,298,113

」を「

510,755	1,042	509,713

」に改め、同項支出総額欄中「

908,

100」を「

119,700

」に改め、同項寄附欄中「

1,058,100 (0)	0	240,0

00

1,298,100 (0)

」を「

269,700 (0)	0	240,000	509,700

」に改め、同

項経常経費欄中「

788,400	0	0	0	788,400

」を「

0	0	0	0	0

」に改め、収入の内訳のおざき充典を育てる会の項１ア中「年間5万円以下のもの　908,100円」を「年間5万円以下のもの　119,700円」に改める。